

空き家も忘れずに！水道管の凍結防止

冬の寒さが厳しい時期（気温が氷点下4℃以下）は、水道管が凍結・破裂する場合がありますのでご注意ください。凍結防止対策として次のことが挙げられます。

- ①屋外の水道管を保温する
- ②少量の水を出しておく
- ③長期間水道を使用しないときは、水抜栓を閉めて水道管の水を抜いておく

水道管が凍結してしまった場合は、溶けるのを待つか、凍結しているところにタオルをあて、その上からぬるま湯をかけてください。（熱湯をかけると水道管が破裂する恐れがあります）

空き家で漏水の発見が遅れると、多額の水道代を負担することになる可能性もありますので注意が必要です。冬期間は水道の使用を停止する「閉栓」の手続きをおすすめします。

また、水道管が故障した場合は、国見町の「指定給水装置工事事業者」へ修繕を依頼してください。（修繕費は使用者負担となります）

※指定給水装置工事事業者一覧は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

☎上下水道課上下水道係 ☎ 585-2997

宅地内漏水による水道使用料金の軽減

道路下の配水管から各家庭につながっている宅地内の給水装置（給水管、止水栓、蛇口など）は個人財産ですので、使用者または所有者が維持管理を行うことが原則となっています。

宅地内の漏水の場合については、至急町指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。メーター手前の箇所でも漏水し水道料金に反映しない場合についても、修理代は自己負担となります。

■水道使用料の軽減について

漏水の状況によっては、修繕完了後に水道使用量が軽減となることがあります。申請手続き等については、お早めに上下水道課へ問い合わせください。

☎上下水道課上下水道係 ☎ 585-2997

水道管の水漏れ発見にご協力ください

町では、毎年専門業者に委託して漏水調査を実施し、漏水の発見・調査に努めていますが、引き続き貴重な水を無駄にしないためには町民の皆さまのご協力が不可欠です。

もし「いつもと比べて自宅の水道の水圧が弱くなった」「道路上や排水溝などで原因不明の水が流れている」など漏水の疑いのある場所を見つけた時は、上下水道課へご連絡ください。

☎上下水道課上下水道係 ☎ 585-2997 ・ ☎ 090-2796-5300（夜間休日）

年末年始のマイナンバーカードのお問い合わせ

マイナンバーカードのコールセンターは年末年始も稼働予定です。

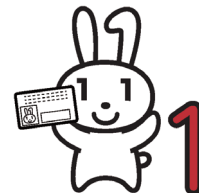
■年末年始の稼働期間

令和6年12月28日(土)から令和7年1月4日(土) 午前9時30分から午後8時まで

■コールセンター番号

0120-95-0178

※ただし紛失・盗難などによる一時利用停止は24時間365日受付します。



マイナンバーカードを紛失したら、

① コールセンターへ一時利用停止の連絡をする。

② 最寄りの警察署へ遺失物届をする。(自宅内での紛失は提出不要)

上記①②の手続き後、国見町役場開庁時間内に住民防災課戸籍係まで再発行の手続きをお願いします。

※紛失・破損による再発行は手数料がかかります。

☎住民防災課戸籍係 ☎ 585-2115

年末年始のマイナンバーカードの利用制限について

年末年始はマイナンバーカード管理システムが停止します。そのため、下記の項目は利用できません。ご注意ください。

- ・マイナンバーカードの新規交付・署名用電子証明の更新
- ・暗証番号を忘れた場合および間違えた場合のロック解除

■停止期間

令和6年12月28日(土)午後9時30分 から 令和7年1月4日(土)午前7時30分まで

※コンビニ交付での住民票・印鑑登録証明書の取得、マイナポータルを使用した手続きは可能です。

☎住民防災課戸籍係 ☎ 585-2115

マイナンバーカード申請等の休日臨時窓口について

マイナンバーカードの申請、受取、更新のために予約により休日臨時窓口を開設します。平日の手続きが困難な方、マイナンバーカードを持っていない方は、この機会にマイナンバーカードを作りましょう！

ご利用の際は、事前予約(3日前まで)をしてください。事前予約がない場合は、臨時窓口の開設はいたしません。

■開設日 ※事前予約受付日

- ・令和7年1月26日(日) ※1月23日(金)までに予約
- ・令和7年2月23日(日) ※2月20日(金)までに予約
- ・令和7年3月23日(日) ※3月19日(金)までに予約

■開設時間 午前9時から正午

■開設場所 住民防災課戸籍係(緑の窓口1番)

■予約方法 電話または窓口での予約をお願いします。

■内容 マイナンバーカードの交付、マイナンバーカードの申請サポート(無料で写真撮影)、有効期限満了に伴うマイナンバーカード等の更新の手続き
※マイナンバーカード関連以外の受付は行いません。

☎住民防災課戸籍係 ☎ 585-2115

「ペイジー口座振替受付サービス」がスタート

税金や料金の口座振替依頼について、金融機関のキャッシュカードだけで手続完了する「ペイジー口座振替受付サービス」が令和7年1月10日からはじまります。税金などの納め忘れがない口座振替が大変便利です。この機会にぜひお申し出ください。

■口座振替依頼の流れ

- ①振替口座名義の本人確認（運転免許証、マイナンバーカード等の提示）
- ②専用端末にキャッシュカードを挿入し暗証番号を入力
- ③受付伝票（お客様控え）を受け取って終了

口座振替ができる税目・料金名	受付窓口
町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、伊達西根堰土地改良区費	税務課収納係
国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）	ほけん課国保係
介護保険料（普通徴収）	福祉課長寿介護係
町営住宅使用料、町営住宅駐車場使用料	建設課管理係
上水道使用料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金	上下水道課上下水道係
保育所保育料、奨学資金償還金	教育総務課総務係
放課後子どもクラブ負担金	教育施設課施設管理係

※受付窓口では、複数の税目・料金をまとめてお申込みいただけます。

※金融機関窓口では、従来どおり書類提出によって口座振替依頼ができます。

☎税務課収納係 ☎ 585-2780

介護保険の要介護認定を受けている皆さんへ

障がい者控除・おむつ医療費控除

所得税の確定申告や町県民税の申告に際し、介護保険制度で要介護の認定を受けている65歳以上の皆さんが税控除を受けられる場合がありますので、お問い合わせのうえ申請してください。申告しない方は申請の必要はありません。

【障がい者控除】

■対象者

介護保険法に基づく要介護認定を受けた人で、日常生活に支障のある方や疾病等により介護が必要な方。なお、身体障がい者手帳・精神障がい者手帳・療育手帳を持っている方は申請の必要はありません。

【おむつ代の医療費控除】

■対象者

傷病によりおむね6か月以上寝たきりであり、医師の治療を受けている方。

おむつ代の医療費控除を受ける方は一定の要件を満たす必要がありますので、お問い合わせください。

☎福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

野焼きは法律で禁止されています

廃棄物（ごみ）を屋外で燃やす行為（野焼き）は、廃棄物処理法により原則禁止されています。野焼きには地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶やブロック囲い、穴を掘っての焼却などがあります。

野焼きは煙、すす、悪臭などにより近隣への迷惑になるだけでなく、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質の発生、空気が乾燥する時期には火災を引き起こす危険性もあるため、行わないでください。

■罰則

5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金に処され、またはこれを併科されます。

■例外的に認められる場合

- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・農林業を営むためにやむを得ない焼却（害虫駆除・もみ殻燻炭等）
- ・たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却（落葉焚き等）

※プラスチックやビニール、発砲スチロールなどの野焼きは禁止

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

被災者生活再建支援金の申請期限のお知らせ

令和4年福島県沖地震により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給します。加算支援金の申請期限は、令和7年4月15日までです。お早めに申請手続きをお願いします。

■申請期限

加算支援金 令和7年4月15日☎まで（この期限内に申請手続きが終了している必要があります）

■支援制度の対象となる被災世帯

- ・住宅が「全壊」「大規模半壊」した世帯
- ・住宅が「半壊」で住宅を解体した世帯
- ・住宅が「中規模半壊」した世帯

■必要書類など

- ・罹災証明書
- ・住民票の写しまたは、マイナンバーカード
- ・世帯主名義の預貯金通帳の写し
- ・住居を解体した場合は、解体証明書または家屋滅失登記簿謄本
- ・住宅を建設・購入、補修、賃借する場合は、契約書の写し

■支援金の支給額

区分	複数世帯	単身世帯
購入・建入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸住宅 (公営住宅除く)	50万円	37.5万円

※「中規模半壊」で解体しない場合は、加算支援金の半額のみ支給

※「半壊」で解体しない場合は、加算支援金非該当

※「準半壊」、「一部損壊」は非該当

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

奨学金の返還を福島県が支援します！

大学3年生等を対象に、大学生の場合最大153万円まで、対象となる産業分野の県内事業所に所定の年数就業し、福島県に定住することを条件に、奨学金の返還を福島県が支援します。詳しくは県雇用労政課ホームページをご覧ください。

■募集期間 令和7年2月14日(金)まで

■募集対象

次の①～③の全てに該当する方

①日本学生支援機構の奨学金（一種または二種）の貸与を受けている方

②応募時点で次のいずれかに該当する方

- ・4年制大学の3年生
- ・6年制大学の5年生
- ・大学院修士課程に在籍し、来年度に修了予定の方
- ・大学院博士課程に在籍し、来年度に修了予定の方
- ・高等専門学校専攻科の1年生

③2026年に大学等を卒業後、翌月1日から起算して、6か月以内に支援対象となる産業の企業に正規職員として就職し、5年以上福島県内で勤務・定住することを予定している方

■募集人数 40名

■補助金額 卒業または修了までの2年間の貸与額（24か月分）に相当する額
ただし、第二種奨学金の利子分は対象外

☎福島県商工労働部雇用労政課 ☎ 521-7290

1月26日は「文化財防火デー」です

昭和24年1月26日、法隆寺（奈良県斑鳩町）の金堂から出火し、飛鳥時代を代表する貴重な壁画が焼損してしまいました。このことをきっかけに翌年に文化財保護法が制定され、昭和30年に「文化財防火デー」が定められました。以来、この日を中心に文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に「文化財防火運動」が消防庁・文化庁の主唱により展開されています。

近年もフランスのノートルダム大聖堂や沖縄県那覇市の首里城の火災など、残念ながら文化財の焼失が後を絶ちません。国見町にも数多く存在する歴史文化遺産を未来に伝えていくため、文化財保護へのご協力をお願いします。

☎企画調整課地域振興係 ☎ 585-2967

【文化財防火デーによる消防訓練の実施】

国見町消防団におきましても地区ごとに放水訓練などを実施しますので、お知らせします。

■実施日 令和7年1月26日(日)

- 場 所
- 泉田地区：貴船神社（午後1時～）
 - 藤田地区：旧佐藤家住宅（午後1時30分～）
 - 塚野目地区：八幡神社（午後2時～）
 - 西大枝地区：東部高齢者活性化センター（午後3時～）
 - 高城地区：岩淵遺跡（午後3時30分～）



深山神社での訓練の様子

☎住民防災課危機管理係 ☎ 585-2158

国見町歴史的風致維持向上計画（第2期）の素案に関するパブコメ募集中！

町が策定を進める第2期の国見町歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり計画）の素案に対するパブリック・コメントを12月20日から募集しています。

皆さんからのご意見をぜひお寄せください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

■意見を提出できる方

国見町町内に在住・在勤・在学の方または町内に事務所・事業所を有する法人その他の団体。本案件に利害関係者を有する個人及び法人、その他の団体。

■素案の閲覧場所

町役場・あつかし歴史館・観月台文化センター及び町ホームページ

■意見提出方法・募集期間

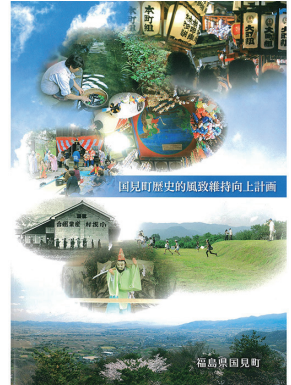
氏名または名称、住所、電話番号を記載した意見書を企画調整課地域振興係まで持参または郵送、FAX、メールのいずれかの方法で1月20日までに提出してください。

〒969-1792 国見町大字藤田字一丁田二1番7 国見町企画調整課地域振興係 宛
FAX 024-585-2181 メール kikaku@town.kunimi.fukushima.jp

※電話及び匿名による意見は取り扱いません。意見の内容以外の個人が特定できる情報は公表しません。

■意見に対する考えの公表

意見募集終了後、1月下旬を目途に提出された意見の概要およびこれに対する考え方を公表します。意見の提出者に対する個別の回答は行いません。



計画素案の説明会を実施します

■日時 令和7年1月13日(祝) 午後1時30分 ■場所 観月台文化センター大研修室

☎企画調整課地域振興係 ☎ 585-2967

年末年始の水道工事当番店

年末年始の水道修繕工事当番店は、次のとおりです。

月 日	指定店名	電話番号
12/28(日)	(株) 渡辺建設	585-2404
12/29(月)	(有) 佐久間工業	529-1105
12/30(火)	国見ガス住宅設備(株)	585-2137
12/31(水)	(有) 後藤設備	585-3103
1/1(木)	(有) 齋久設備	585-2310
1/2(金)	(株) 渡辺建設	585-2404
1/3(土)	(有) 佐久間工業	529-1105
1/4(日)	国見ガス住宅設備(株)	585-2137
1/5(月)	(有) 後藤設備	585-3103

☎上下水道課上下水道係 ☎ 585-2997

粗大ごみ収集日

町による粗大ごみ収集日

令和7年1月8日(水)、22日(水)

- ・粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集しません。
- ・粗大ごみの量が多くなってしまった場合、ごみ置場の広さによっては他の方に迷惑をかけてしまう恐れがあるため、数回に分けるなどの配慮をお願いします。

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116